

平成 25 年全国市長会を取り巻く主な動き

○ 第 83 回全国市長会議等を開催

6月5日、第83回全国市長会議等を開催。「東日本大震災からの復旧・復興に関する決議」、「地震・津波等防災対策の充実強化に関する決議」、「東京電力福島第一原子力発電所事故への対応と原子力安全対策等に関する決議」、「真の分権型社会の実現を求める決議」、「国による地方公務員給与削減要請に対する決議」、「都市税財源の充実強化に関する決議」、「社会保障制度の充実強化に関する決議」の7件の決議を決定。

同会議において、森・長岡市長が会長に三選。

また、前日の6月4日、「市長フォーラム 2013」を開催、九州旅客鉄道株式会社代表取締役社長の唐池恒二氏から「観光からまちづくりへ」と題して講演。

○ 全閣僚を構成メンバーとする地方分権改革推進本部設置

政府は、3月8日、地方分権改革の推進に関する施策の総合的な策定及び実施を進めるため、内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚を構成メンバーとする「地方分権改革推進本部」の設置を閣議決定。同本部の設置に伴い、前政権において設置された「地域主権戦略会議」は、同日付で廃止。

また、政府では、地方分権改革担当大臣の下に、地方分権改革について、専門的かつ事務的な検討を行うために、新たに、地方団体の関係者も参加する「地方分権改革有識者会議」を設置。

○ 新第3次一括法が成立

6月7日、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（新第3次一括法）」が成立。

新第3次一括法は、平成24年通常国会に提出され、廃案となった第3次一括法案の事項に加え、地方からの提案を盛り込んだ第4次見直しに係る事項について、関係する74法律を一括して改正する法案として、再度、平成25年通常国会に提出されたもの。

○ 地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する当面の方針が決定

政府の「地方分権改革有識者会議」において検討されてきた、国から地方への事務・権限の移譲について、9月13日、地方分権改革推進本部において、「国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する当面の方針」が決定。

「当面の方針」において検討対象となっている国の事務・権限に係る100事項、及び第30次地方制度調査会答申で示された都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等については、「有識者会議」において、具体的な検討・調整等が進められ、12月10日に「事務・権限の移譲等に関する見直し方針案」を了承。併せて、地

方分権改革について、これまでの国と地方の取組みを振り返り、今後の進むべき方向を明らかにする「地方分権改革の総括と展望（中間とりまとめ）」を決定。

また、12月20日には、「地方分権改革推進本部」において「見直し方針案」が決定され、同日、閣議決定。「見直し方針」に盛り込まれた事項については、所要の一括法案等が平成26年の通常国会に提出される予定。

○ 第30次地方制度調査会が答申を取りまとめ

第30次地方制度調査会において、都道府県から指定都市への権限移譲、中核市・特例市の統合、より弾力的な広域連携制度等が盛り込まれた「大都市制度改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」を取りまとめ、6月25日、安倍総理に手交。

○ 「全国市長会の緊急アピール―国による地方交付税削減・地方公務員給与削減要請について―」を取りまとめ

政府は、1月24日、地方公務員給与についても、各地方公共団体において速やかに国に準じて必要な措置を講じるよう要請することを閣議決定。1月27日、平成25年7月から国家公務員と同様の給与削減を実施することを前提として、地方公務員給与を削減するとした地方財政対策を決定。1月28日、新藤・総務大臣が、地方公務員給与の削減に理解を求める大臣書簡を送付。

本会では、地方公務員給与の決定に国の方針の押し付けを行わないこと、地方公務員給与の今後のあり方については、総務省と地方側とで検討する場を設け、地方の意見を聞きながら検討すること等を再三要請するとともに、2月20日、「全国市長会の緊急アピール―国による地方交付税削減・地方公務員給与削減要請について―」を取りまとめ、記者会見等において本会の主張をアピール。

○ 東日本大震災に係る被災市町村に対する人的支援派遣を決定

東日本大震災に係る被災市町村に対する人的支援について、全国町村会、総務省及び被災県との協力により中長期的な職員派遣を実施し、約550名の派遣が決定。また、元職員等の情報提供により、約50名の採用等が決定（平成25年12月1日現在）。さらに、平成26年度においても引き続き人的支援を依頼。

一方で、被災市町村において、復興事業の本格実施等に伴い膨大な事務が発生している状況に鑑み、事務手続きの緩和・簡素化等を国に対して積極的に働きかける必要があることから、4月5日、岩手、宮城、福島及び茨城の各県市長会からの提案を基に、全国町村会との連名による要請書を取りまとめ、復興大臣等に対し、計59項目にわたる事務手続きの緩和・簡素化を要請。5月21日、復興庁から本会に対し、同要請に関して13項目が対応可能と回答。

○ 災害対策法制の整備

特別警報の導入について、本会では、3月7日、気象庁に意見を提出。5月24日、特別警報の新設等を盛り込んだ「気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律」が可決・成立。

また、災害対策法制の見直しについて、本会では、行政委員会委員等市等に意見照会の上、3月5日、各市の意見一覧を内閣府に提出。6月7日、災害対策基本法改正の第二弾として、避難行動要支援者名簿の作成や罹災証明書の交付等を盛り込んだ「災害対策基本法等の一部を改正する法律」が可決・成立するとともに、6月17日、「大規模災害からの復興に関する法律」が可決・成立。

さらに、発生が懸念される南海トラフ地震、首都直下地震について、11月22日、「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」及び「首都直下地震対策特別措置法」が可決・成立。

災害への備えについては、12月4日、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が、12月5日、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」がそれぞれ可決・成立。

○ 社会保障・税番号制度関係法案が成立

5月24日、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」等が可決・成立し、5月31日に公布。それに先立ち、本会では、2月22日、内閣官房、総務省に対して意見を提出。

なお、本会ははじめ地方三団体では、地方共同法人 地方公共団体情報システム機構を設置するため設立委員会を開催し、委員長等の選出、同機構設立までのスケジュールなどの確認、設立準備室の設置など、準備を進行中。

○ 道州制に関する検討会議を設置

自由民主党、公明党において、道州制の基本法案について検討中であるが、本会では、道州制に係る基礎自治体の共通課題等について調査研究を行うため、6月5日、行政委員会の下に「道州制に関する検討会議（座長：清水・立川市長）」を設置。

○ 平成25年度税制改正及び予算編成

平成24年12月の総選挙により、平成25年度税制改正及び予算編成は19年ぶりに越年編成。

税制改正においては、個人住民税における住宅ローン控除の延長・拡充が措置されたものの、消費税率引上げに伴う車体課税の見直しや軽減税率の導入などについては、平成26年度税制改正までに結論を得るとし、先送り。

また、地方財政対策については、平成24年度補正予算と合わせて「15ヶ月予算」の考え方に即して編成され、平成25年度の地方の一般財源総額は前年度の地方財政計画と同水準を確保。しかし、地方の財源不足の状況は改善せず、地方公共

団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を1年前倒して活用（6,500億円）するなどにより、財源を確保。

○ 消費税率引き上げに対応するための税制措置と「好循環実現のための経済対策」を策定

国は、いわゆる「税制抜本改革法」に基づき、消費税率（国・地方）について、平成26年4月1日より5%から8%へ引き上げることを確認。これに伴い、消費税率の引上げによる反動減を緩和して景気の下振れリスクに対応するとともに、その後の経済成長力の底上げと好循環の実現を図り持続的な経済成長につなげるため、経済政策パッケージとして、1兆円規模の税制措置（10月1日閣議決定）と「好循環実現のための経済対策」（12月5日閣議決定）を策定。

○ 平成26年度税制改正

12月12日、自由民主党・公明党は「平成26年度税制改正大綱」を決定。償却資産に係る固定資産税やゴルフ場利用税は、いずれも現行制度を維持。

また、車体課税の見直しについて、①自動車取得税については、消費税率8%への引き上げ時において、自家用自動車（軽自動車を除く）、営業用自動車及び軽自動車の税率をそれぞれ引き下げるとともに、消費税率10%引上げ時に廃止。②軽自動車税については、平成27年度以降に新規取得する四輪車等の新車の税率を引き上げることなどを明記。

さらに、地方法人課税の見直しについては、①消費税率8%段階で、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部を国税化し、地方交付税原資化。②消費税率10%段階では、法人住民税法人税割の交付税原資化をさらに進め、地方法人特別税・譲与税を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討することを明記。

○ プログラム法成立

政府は、10月15日、社会保障制度改革推進法に基づき、社会保障制度改革国民会議の報告書等を踏まえ、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案」（プログラム法案）を国会に提出、12月5日成立、同月13日公布・施行。

同法は、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、医療制度、介護保険制度等の改革について、改革の検討項目、改革の実施時期と関連法案の国会提出時期の目途を明らかにするとともに、消費税率引上げによる収入の活用等により必要な財源を確保すること、国保の改革を含め、地方自治に重大な影響を及ぼすものと考えられるものを講ずるに当たっては、地方6団体の代表者等と十分に協議を行い、その理解を得ることを目指すこと等を規定。

○ 生活保護法の一部を改正する法律・生活困窮者自立支援法成立

「生活保護法の一部を改正する法律案」及び「生活困窮者自立支援法案」が、第185回臨時国会に再提出され、12月6日に成立。

特に、生活保護法については、昭和25年の法制定以来、60年振りの抜本的な見直し。

同改正法は、必要な人には確実に保護を実施するという基本的な考え方を維持しつつ、今後とも生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、就労による自立の促進、不正受給対策の強化、医療扶助の適正化等を行うための所要の措置を講じるとし、平成26年7月1日に施行（一部平成26年1月1日施行）。

また、「生活困窮者自立支援法」は、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講じるとし、平成27年4月1日に施行。

○ 中央教育審議会が教育委員会制度改革について答申

中央教育審議会は、12月13日、「今後の地方教育行政の在り方について（答申）」を取りまとめ、首長を執行機関、教育長を事務執行の責任者（首長の補助機関）、教育委員会を特別な附属機関とする制度改革案を提言。

文部科学省は、同答申を踏まえて具体的な制度設計を行い、法律改正案を平成26年通常国会へ提出する予定。

○ 新たな農業政策に関する意見を決定

7月9日、TPP、経営所得安定対策、農地集積・集約化対策に関する「新たな農業政策に関する意見」を決定。また、10月8日、新たに設置される農地中間管理機構の位置づけなど、「農地中間管理機構」（仮称）等に関する緊急意見を決定。さらに、11月13日、日本型直接支払制度や再生可能エネルギーに関する項目を加え、改めて「新たな農業政策に関する意見」を決定。

○ 新たなまちづくりを考える研究会を設置

平成25年11月13日開催の経済委員会において、同委員会の下部組織である「都市と観光に関する研究会」に代わり、少子高齢社会、人口減少時代を見据えた調査研究組織として、「新たなまちづくりを考える研究会」の設置を決定。同研究会は、平成25年度をもって発展的に解消することとされた「地域経済活性化全国協議会」の役割を継承。

○ 第75回全国都市問題会議を開催

10月10日、11日の両日、大分市において、「都市の健康～人・まち・社会の健康づくり～」をテーマに全国から約2,000名の参加者を得て、第75回全国都市問題会議を開催。都市の健康づくりについて、人・まち・社会の総合的な観点から熱心に討論。